

令和 4 年（2022 年）6 月 1 日

自治町内会長等 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

令和 4 年度（2022 年度）市政功労者候補者の推薦について（依頼）

入梅の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

毎年、本市では市政に多大なる功労を賜った方を市政功労者として表彰しています。

つきましては、市政功労者の候補者がいる場合には、別紙推薦書により御推薦を賜りますようお願い申し上げます。なお、期日までに御推薦をいただけなかった場合は、該当者がいないものとして取り扱わせていただきますので予め御了承ください。

1 推薦の基準

別紙「一般表彰取扱基準」のとおり

※御推薦の前に必ず御一読下さいますようお願い申し上げます。

2 推薦の期限

令和 4 年（2022 年）7 月 15 日（金）

※期限を過ぎてからの推薦は、原則として認めません。

3 提出書類

(1) 候補者 1 名又は 1 団体につき、同封した推薦書 1 部

データを御用意しておりますので、御入用の際は、問い合わせ先に記載したアドレスまで御連絡をお願い致します。

(2) 候補者の功績や活動実績が分かる資料

ボランティアの活動報告や大会結果など、可能な範囲で御提出をお願い致します。

4 候補者の審査

御推薦いただきました候補者は、鎌倉市表彰審査会において審査をいたします。

審査結果につきましては、表彰審査会の開催後、推薦者様宛てに御通知申し上げます。

5 特記事項

市政功労者表彰式は市制記念日（11 月 3 日）に実施しておりますが、今年度も新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、開催方法を変更する可能性があります。予め御承知おき下さい。

6 提出先及びお問い合わせ

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市 共生共創部秘書課 担当者 名倉
hisyo@city.kamakura.kanagawa.jp（郵送又はメールでの提出をお願いします）
TEL 0467-23-3000 内線 2211

推 薦 書

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

御住所〒

(御推薦者) 貴職名

御氏名

電話番号

私は、鎌倉市市政功労者の候補者を次のとおり推薦します。

ふりがな だんたいめい
氏名 (団体名)
だいひょうしゃめい
(代表者名)

職業*

生年月日*

年

月

日

歳

住所 (団体所在地)

TEL

()

表彰区分 (一般表彰取扱基準 第1条)

※次の該当区分にチェックしてください。

- 産業経済功労 地域生活功労 環境保全功労 社会福祉功労
 保健衛生功労 教育文化功労 平和運動の伸展 人命救助 寄付行為

適用条文

- 一般表彰取扱基準 第2条(1) _____ による (下線にア~ケまでを記入)
 一般表彰取扱基準 第2条(2) _____ による (下線にア~ウまでを記入)

略歴 (団体の沿革)

表彰の理由 (功績内容)

※ボランティア活動で推薦をする際は、裏面をご確認ください。

賞罰その他の参考事項

※候補者が団体の場合、*印の欄は記入不要です。また、団体の定款やパンフレット、活動方針などがございましたら添付願います。

一般表彰取扱基準 第2条(1)「表彰状贈呈」のアをご確認ください。

(注1) から (注5) までをご確認の上、推薦書の作成をお願いします。

・ボランティア活動は有償であっても構いませんが、市からの委託による活動や、多額の報酬をもらっている場合は、表彰の対象となりません。

・推薦書の他に、団体の会報や、ホームページでの紹介、新聞の切り抜きや、パンフレットなど、ボランティアを継続して行ってきたことが客観的に確認できるもの(写し)を添付してください。

・推薦書や資料に基づき、8月下旬に開催予定の表彰審査会にて審査を行い決定します。審査会後に追加の資料提出をお願いする場合があります。

・一般表彰取扱基準 第2条のとおり、市税等の滞納がある方については、表彰の対象となりません。

一般表彰取扱基準

1 一般表彰は、次のとおり区分する。

- (1) 産業経済功勞…産業振興、観光振興、勤勞者福祉の充実、豊かな消費生活、地域情報化の推進など
- (2) 地域生活功勞…市民自治の推進、地域安全対策、市街地整備、交通体系整備、下水道・河川の整備など
- (3) 環境保全功勞…歴史的遺産と自然環境の保全、緑の保全と創造、環境美化、都市景観形成など
- (4) 社会福祉功勞…人権意識の高揚、地域福祉の推進、市民の福祉増進など
- (5) 保健衛生功勞…医療体制の整備、保健衛生の向上など
- (6) 平和運動の伸展…平和運動の推進
- (7) 教育文化功勞…教育環境の整備、生涯学習の推進、青少年育成、芸術・科学
その他文化の振興、スポーツ・レクリエーションの充実、
国際交流の推進など
- (8) 人命救助 …人の生命又は財産の安全保持
- (9) 寄付行為 …公益のため私財を寄付

2 一般表彰の選考基準は、次によるものとする。ただし、市税等の滞納がある者については対象外とする。

(1) 表彰状贈呈

ア ボランティア

1の各分野におけるボランティア活動を、10年以上にわたって続けた者又は団体。ボランティア活動とは、自己の利害と関係なく、第三者又は公共の利益を生む継続的な活動とする。

(注1) ボランティア活動は、有償・無償を問わない。

(注2) ボランティア活動は、毎週1日以上又はこれに準じる活動実績があることを基準とする。ただし、通年ではなく、特定の時期に限定される活動については、年間70日以上の活動日数を必要とする。

なお、ボランティア活動を主たる目的とする団体については、ボランティア活動を実践するために必要な練習や準備を行う日についても活動日数に含めるものとする。

(例1) 通年の活動とは、毎週1日以上年間52日以上の活動

(例2) 特定の時期に限定される活動とは、夏季海岸清掃等で年間70日以上の活動

(例3) ボランティア活動を主たる目的とする団体とは、団体の定款、規約等においてボランティア活動を主たる目的とする旨明記されている団体

(注3) 自己及び三親等内の家族が対象に含まれる期間のみの活動は除外する。

(例1) スポーツや芸術等の指導者として、自分の子が所属している期間のみの活動

(例2) 介護や保育の活動で、自分の家族が対象に含まれる期間のみの活動

(注4) 美化・清掃活動のボランティア活動については、100メートル以上の距離を美化・清掃することを必要とする。なお、100メートルに満たない場合の活動においても、著しい労苦や不快等特別な事情が伴う活動は、表彰の対象とする。ただし、自宅や勤務先等から半径50メートル以内のみで行われた活動は除外する。

(注5) スポーツや芸術等の指導者としてのボランティア活動については、延べ100人以上の

対象者を指導・育成した者とする。

(例1) 10人以上の少年野球(サッカー)チームを10年以上指導

(例2) 10人以上の子どもが通う絵画教室を10年以上指導

イ 団体役員

1の各分野において活動する公共的団体の役員として15年以上在職し、当該団体の育成発展に尽力した者

(注1) 公共的団体とは、次に掲げる団体をいう。

補助金交付団体、法に基づき設立された協同組合等
老人クラブ、子ども会、婦人会、地区スポーツ振興会
その他これらに準じる団体

(注2) 役員とは、次のとおりとする。

① 鎌倉商工会議所、(公社)鎌倉市観光協会、(公財)鎌倉市芸術文化
振興財団、(福)鎌倉市社会福祉協議会、(公社)鎌倉市シルバー
人材センターにあっては、定款に定められた役員

② 上記以外の公共的団体にあつては、会長職

ウ 自治町内会長として13年以上在職し、地域住民の福祉の増進に尽力した者

ただし、自治町内会総連合会役員に2年以上在職した者については、前記の在職年数を12年以上とする。

エ 消防団員として30年以上在職、又は分団長以上の職の通算在職年数が10年以上で、団長若しくは副団長として在職し、地域安全の確保に尽力した者

オ 民生委員児童委員、人権擁護委員として15年以上在職し、社会福祉の向上に尽力した者

カ 学校管理医として20年以上在職し、児童・生徒の健康管理に尽力した者

キ 防犯指導員又は交通指導員として20年以上在職し、地域住民の安全確保に尽力した者

ク 少年補導員、少年指導委員又は環境浄化推進委員として20年以上在職し、青少年の健全育成に尽力した者

ケ 文化・スポーツ分野において優れた成績を収め、又は荣誉ある称号を与えられ、文化・スポーツの振興に寄与した者又は団体

(注1) 優れた成績とは、次に掲げる受賞又はそれに準じるものをいう。

国内の大会・コンクールにおける第3位以内
国際的な大会・コンクールにおける入賞
国内・国際的な荣誉ある賞

(注2) 荣誉ある称号とは、文化功労者、重要無形文化財保持者又はそれに準じるものをいう。

コ アからケまでに定めるもののほか、業績が顕著であると特に市長が認める者又は団体

(2) 感謝状贈呈

ア 人命救助を行った者又は団体

ただし、市民の行為又は市内で行われた行為を対象とし、鎌倉市消防表彰条例により表彰されたものは除くものとする。

イ 市内開業医として30年以上市民の健康増進に寄与した者

(注1) 当該表彰は、市制施行の節目の年(5年ごと)に行うものとする。

ウ 寄付行為

市又は市の基金に対し100万円以上の金品を寄付した者又は団体

(注1) 寄付行為が数回にわたった場合は、5年間の合計額とする。

(注2) 労力の提供などについても、金銭に換算して評価する。

(注3) 募金やバザー収益による寄付は、対象から除くものとする。
エ アからウまでに定めるもののほか、業績が顕著であると特に市長が認める者又は団体

- 3 在職年数の計算は、次により行うものとする。
 - (1) 同一の職に再就職したときは、各在職期間を通算する。
 - (2) 異なる職に在職したときは、各在職期間を通算する。
 - (3) 同時に2以上の職を兼ねて在職したときは、その期間中いずれかの在職年数について算定する。ただし、その他の職の同一期間中における在職年数は、再度表彰の在職年数として算定することができる。
 - (4) すでに表彰の対象となった在職年数については、重ねて算定することができない。
- 4 一般特別表彰は、2項に定める選考基準の1.5倍の年数をもって選考し、在職年数の計算は受賞した年の11月1日から起算するものとする。
- 5 一般表彰を2回以上贈呈する場合は、記念品又は記念品料の贈呈は行わないこととすることができる。

付則（平成7年8月31日決裁）

この基準は、平成7年9月1日から施行する。

付則（平成8年7月23日決裁）

この基準は、平成8年8月1日から施行する。

付則（平成10年7月14日決裁）

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

付則（平成12年6月29日決裁）

この基準は、平成12年7月1日から施行する。

付則（平成19年7月5日決裁）

この基準は、平成19年7月5日から施行する。

付則（平成22年6月1日決裁）

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

付則（平成23年3月25日決裁）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付則（平成24年3月30日決裁）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付則（平成26年7月24日決裁）

この基準は、平成26年7月24日から施行する。